諮問庁:厚生労働大臣

諮問日:平成30年5月14日(平成30年(行情)諮問第225号) 答申日:平成30年7月30日(平成30年度(行情)答申第201号)

事件名:「平成28年9月サービス利用分における生活援助の利用状況調査に

ついての回答」の一部開示決定に関する件

# 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成28年9月サービス利用分における生活援助の利用状況調査についての回答」(以下「本件対象文書」という。)につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大 臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が、平成30年3月23日 付け厚生労働省発老0323第2号により行った一部開示決定(以下「原 処分」という。)の取消しを求めるというものである。

## 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、以下のとおりである。

### (1) 審査請求書

#### ア 趣旨

文書「平成28年9月サービス利用分における生活援助の利用状況 調査」について原処分は「保険者名」「生活援助中心型利用回数」 を不開示としたが、法5条1号の不開示情報には該当せず、開示を 求める。

## イ 理由

介護保険制度の「保険者」には最大約88万人の第1号被保険者が加入しており、保険者名を開示しても、被保険者個人を特定することはできず、「保険者名」は「特定の個人を識別することができる情報」にあたらない。同時に、保険者名を開示しても被保険者個人を特定することはできないうえ、保険者名の開示は、被保険者の加入先を示すに過ぎず、その保険者には他の多数の第1号被保険者が

加入していることから、個人の権利利益等を害するおそれは全くない。よって「保険者名」は「特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益等を害するおそれのある情報」にあたらない。処分は法を誤読、あるいは不当に拡大解釈しており不当であり「保険者名」の開示を求める。

また「生活援助中心型利用回数」を開示しても被保険者個人を特定することはできず、「生活援助中心型利用回数」は「特定の個人を識別できる情報」にあたらない。同時に「生活援助中心型利用回数」は、他の多くの被保険者が使う介護保険サービスの利用回数を示しているに過ぎず、「生活援助中心型利用回数」を開示しても、被保険者個人の権利利益等を侵害することはあり得ない。よって「生活援助中心型利用回数」は「特定の個人を識別することはできない、公にすることによりなお個人の権利利益等を害するおそれのある情報」にあたらない。処分は法を誤読、あるいは不当に拡大解釈しており不当であり「生活援助中心型利用回数」の開示を求める。

#### (2) 意見書

## ア 意見の概要

諮問庁の厚生労働大臣は、文書「平成28年9月サービス利用分における生活援助の利用状況調査」について「保険者名」「生活援助中心型利用回数」を不開示とする原処分の維持を主張したが、法5条1号の不開示情報には該当しておらず、ただちに開示すべきである。

#### イ 意見の理由

まず,諮問庁は,「個人の住所地の市町村名である保険者名については,市町村の規模は様々であり,小規模な市町村においては既に公表している要介護度,住居形態,独居・同居,サービス内容の情報と併せることで,個人を特定されるおそれがある」と主張している。

この主張には根拠がない。諮問庁は自らが、厚生労働省のホームページで、別添した資料を万人に公表している。これは「平成29年7月5日(水)第142回社会保障審議会介護給付費分科会資料参考資料1 訪問介護及び訪問入浴介護(PDF:2,374KB)」であり、以下のURLで万人がダウンロードできる。

## (URLは省略)

※平成30年6月7日確認

ここには、今回、本審査で取り扱われている「平成28年9月サービス利用分における生活援助の利用状況調査」と同様・同種類・同

質の内容が記されている。生活援助中心型利用回数が、保険者名、要介護度とともに明記されている。介護保険事業状況報告(暫定)平成30年2月分によると、添付資料の自治体の中で最小の北海道標茶町の第1号被保険者は2521人しかいない。小規模と断言できる保険者である。しかし利用回数、保険者名を、要介護度を併記して公開しても、当該の個人は特定されていない。なお、住居形態、独居・同居などの情報は、そもそもいかなる行政機関でも開示しておらず、そうした情報を併せて個人を特定することは不可能である。

諮問庁は、法にのっとって、個人が特定されないと判断したうえで、添付資料を公表する一方で、本情報公開請求に対してだけ「保険者名」を不開示とするのは法の乱用か、法の解釈を誤っており、著しく不当である。

また諮問庁は「生活援助利用回数については全国に1人又はごく少人数の利用回数のものが多いことから、生活援助中心型利用回数が公表されることにより、個人の特定につながるおそれがある」と主張するが、これにも根拠がない。

上記の添付資料には、実名で記された保険者の中で、各保険者ごとに1名について、生活援助中心型利用回数が何回だったか、要介護度も併せて記されている。しかし、この資料により個人は特定されていない。

諮問庁は、法にのっとって、個人が特定されないと判断したうえで、添付資料を公表する一方で、本情報公開請求に対してだけ「生活援助中心型利用回数」を不開示とするのは法の乱用か、法の解釈を誤っており、著しく不当である。

## ウ結論

以上より、「保険者名」「生活援助中心型利用回数」は法の示す「特定の個人を識別することができる情報」「特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益等を害するおそれのある情報」にはあたらず、法 5 条 1 号の不開示情報に該当しない。

諮問庁は、原処分において法を乱用するか、法の解釈を誤っており、 著しく不当である。原処分を取り消して、当該資料における「保険 者名」「生活援助中心型利用回数」を直ちに開示すべきである。

(資料は省略)

#### 第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求の経緯
- (1) 審査請求人は、平成30年2月21日付けで、処分庁に対して、法3

条の規定に基づき、「平成28年9月サービス利用分における生活援助 の利用状況調査についての回答」(以下「本件対象行政文書」という。) に係る開示請求を行った。

- (2) これに対して、処分庁は、原処分を行ったところ、審査請求人はこれ を不服として、平成30年3月29日付け(同日受付)で本件審査請求 を提起したものである。
- 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、法5条1号に基づき、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

#### 3 理由

(1) 本件対象行政文書の特定について

本件開示請求は「第152回社会保障審議会介護給付費分科会(平成29年11月22日)に示された「居宅介護支援の報酬・基準について(案)」の「訪問回数の多い利用者への対応(自治体調査結果)」の4ページから6ページに示された調査結果に関する全ての文書。自治体の一覧。各条例の原資料。」に関して行われたものである。

これに基づき処分庁は、各自治体から提出された生活援助の利用状況 に関する資料をとりまとめた「平成28年9月サービス利用分における 生活援助の利用状況調査についての回答」を本件対象行政文書として特 定した。

(2) 不開示情報該当性について(法5条1号該当性)

本件対象不開示部分のうち、不開示を維持する部分には、保険者名、被保険者の性別、年齢、生活援助中心型利用回数、親族等の続柄、個別具体的な病状、個別の利用事業所名が記載されている。このうち、当該請求により開示を求められている保険者名と生活援助中心型利用回数については、下記の理由により不開示を維持することが妥当である。

個人の住所地の市町村名である保険者名については、市町村の規模は様々であり、小規模な市町村においては、既に公表している要介護度、住居形態、独居・同居、サービス内容等の情報を併せることで、個人を特定されるおそれがある。

また、生活援助中心型利用回数については、全国に1人又はごく少人数の利用回数の者が多いことから、生活援助中心型利用回数が公表されることにより、個人の特定につながるおそれがある。

よって、これらの情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報、または、特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益等を害するおそれのある情報であり、法 5 条 1 号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書きイ

からハまでのいずれにも該当しないため不開示とすることが妥当である。

#### 4 結論

以上のとおり、下記に掲げる本件対象不開示部分については、原処分を 維持して不開示とすることが妥当である。

#### (1) 開示請求された文書

第152回社会保障審議会介護給付費分科会(平成29年11月22日)に示された「居宅介護支援の報酬・基準について(案)」の「訪問回数の多い利用者への対応(自治体調査結果)」の4ページから6ページに示された調査結果に関する全ての文書。自治体の一覧。各条例の原資料。

## (2) 開示文書

ア 開示文書一覧

平成28年9月サービス利用分における生活援助の利用状況調査に ついての回答

イ 一部不開示部分とその理由

保険者名,被保険者の性別,年齢,生活援助中心型利用回数,親族等の続柄,個別具体的な病状,個別の利用事業所名〔法5条1号に該当〕

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成30年5月14日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同月31日 審議

④ 同年6月11日 審査請求人から意見書及び資料を収受

⑤ 同月28日 本件対象文書の見分及び審議

⑥ 同年7月26日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件対象文書の開示請求につき、処分庁は、本件対象文書の一部について、法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、審査請求書(上記第2の2(1))において、不開示とされた部分のうち、「保険者名」及び「生活援助中心型利用回数」の開示を求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしている。

このため、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示を 求める部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

### (1) 本件対象文書について

- ア 本件対象文書は、厚生労働省が、第152回社会保障審議会介護給付費分科会(平成29年11月22日。以下「第152回分科会」という。)の会議資料を作成するために、平成28年9月の訪問介護について、「生活援助中心型利用回数」が90回以上の被保険者が所在する保険者(市町村)から、下記イに掲げる質問事項に対する回答を求めた結果のうち、審査請求人が、本件開示請求書において指定した当該会議資料の特定頁に関連する9保険者に係る分である。
- イ 本件対象文書は、9保険者ごとに別葉の表形式となっており、いずれも、表頭に、下記に掲げる質問事項が設けられ、一段目に「質問事項の説明、回答例」が記載され、二段目が回答欄となっている。また、被保険者の数は、各保険者1名ずつの計9名である。

### ○ 質問事項

「保険者」,「H28.9の回数」,「介護度」,「性別」,「年齢」,「独居・同居」,「住居形態」,「認知症」,「限度額超過」,「他サービスの利用の有無とその内容」,「頻回の生活援助を必要とする理由」,「具体的なサービス内容」,「適切なサービス利用であると考えているか。また,その理由。」,「地域ケア会議による,サービスの必要性に関する検討の有無。」,「その他」

ウ 審査請求人が開示を求める部分について

審査請求人が開示を求める部分は、上記イに掲げる質問事項のうち、全ての保険者の「保険者」及び「H28.9の回数」の回答並びに本件対象文書の1番目に掲げる保険者の「具体的なサービス内容」の回答のうちの不開示部分及び同6番目に掲げる保険者の「適切なサービス利用であると考えているか。また、その理由。」の回答のうちの不開示部分である。なお、「保険者」以外の不開示部分については、上記第2及び第3等の審査請求人及び諮問庁の説明等に従い、以下「生活援助中心型利用回数」という。

### (2) 法5条1号該当性について

ア 「保険者」及び「生活援助中心型利用回数」を不開示とした理由に ついては、諮問庁の理由説明書(上記第3の3(2))の記載及び当 審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ によると、おおむね以下のとおりである。

#### (ア) 「保険者」

個人の住所地の市町村名である保険者名については、市町村の規模は様々であり、小規模な市町村においては、既に原処分で公にされている要介護度、住居形態、独居・同居、サービス内容等の情報

を併せることで、個人を特定されるおそれがある。

例えば、市町村名が特定されている上で、既に原処分で公にされている情報により居住形態が公営団地と分かれば、ある程度地域を特定できてしまう。また、車いす等の福祉用具を利用し、独居だということ等、当該個人の状態等を把握した上で、ある程度特定した地域(公営団地周辺)で聞き取り調査等を行えば個人が特定できてしまう可能性は否定できない。

また、上述の「小規模な市町村」について、具体的な定義はしていないが、小規模な市町村ほど特定が容易である趣旨で例示をしているが、大規模な市町村であれば特定できないことを肯定する趣旨ではない。

# (イ) 「生活援助中心型利用回数」

生活援助中心型利用回数については、特定の利用回数である者は 全国に1人又はごく少人数であることが多いことから、生活援助中 心型利用回数が公表されることにより、個人の特定につながるおそ れがある。

- (ウ) よって、「保険者」及び「生活援助中心型利用回数」は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報、または、特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益等を害するおそれのある情報であり、法5条1号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからいまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。
- イ 本件対象文書は、厚生労働省が保険者に対して、特定の被保険者に 関する上記(1)イに掲げる質問事項の回答を求めた結果であり、特 定の被保険者それぞれの個人に関する情報に該当すると認められる。 また、本件対象文書には、被保険者それぞれの個人の氏名、生年 月日等の記述等は認められないことから、不開示とされた部分は、 法5条1号本文前段に規定する特定の個人を識別することができる ものに該当しない。
- ウ 次に、審査請求人が開示を求める部分の不開示情報該当性について、 検討する。

## (ア) 「保険者」

a 当該部分は、これを公にすると、被保険者の住所地である市町村名が明らかとなり、原処分で開示された要介護度、住居形態、独居・同居、サービス内容等の情報を併せることにより、または、これらの情報と併せて地域での聞き取り調査等を行うことにより、個人が特定されるおそれがあるとする上記ア(ア)の諮問庁の説

明は否定できない。また、当該個人が特定された場合に認知症の有無、頻回の生活援助を必要とする理由等に記載された家族との関係、疾病の状況等通常人に知られたくない私的な情報が当該個人の情報として公になることから、当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められない。

したがって、当該部分は、法 5 条 1 号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。

- b 次に、法5条1号ただし書該当性について、検討する。
- (a) 法5条1号ただし書イ該当性について

審査請求人は、厚生労働省のウェブサイトで公表されている 第142回社会保障審議会介護給付費分科会(平成29年7月 5日。以下「第142回分科会」という。)の参考資料1「訪問介護及び訪問入浴介護」の一部分を、当審査会へ意見書(上記第2の2)の添付資料として提出しており、当該添付資料には、平成28年9月サービス実施分の訪問介護のうち「生活援助」のみの利用回数(「生活援助中心型利用回数」とは異なる。)の多い利用者の「利用回数」、「保険者名」及び「要介護度」が記載されていることが認められる。

審査請求人は、意見書において、添付資料には、本件対象文書と同様・同種類・同質の内容が記されているが、個人は特定されていないこと等から、本件対象文書の「保険者」及び「生活援助中心型利用回数」については、法5条1号に該当せず、開示すべきである旨を述べている。このようなことから、審査請求人は、同号ただし書イ該当性を主張しているものと解される。

しかしながら、当該添付資料には、「保険者」名と併せることにより個人を特定されるおそれがある被保険者の住居形態、独居・同居、サービス内容等に類する情報は記載されておらず、また、当審査会事務局職員をして厚生労働省のウェブサイトを確認させたところ、第142回分科会の他の資料についても、被保険者個人を特定されるおそれがある情報の記載はなく、一方で、本件対象文書は上記(1)イに掲げる事項が記載されていることから、当該添付資料を本件対象文書と同列に扱うことは適当ではない。

したがって、当該部分は、法令の規定により又は慣行として

公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは 認められないことから、法 5 条 1 号ただし書イに該当するとは 認められない。

- (b) また、当該部分は、法5条1号ただし書口及びハに該当する 事情も認められない。
- c 上記 a 及び b から, 当該部分は, 法 5 条 1 号に該当し, 不開示とすることが妥当である。

## (イ)「生活援助中心型利用回数」

当該部分は、公表された第152回分科会の会議資料から、平成 28年9月の「生活援助中心型利用回数」が90回以上の被保険者 に関する調査であることが明らかとなっていることから、具体的な 生活援助中心型利用回数が公になることをもって個人の権利利益を 害するおそれがあるものとはいえず、また、上記(ア)により、 「保険者」を不開示とすることが妥当であるとしているので、被保 険者を特定することが極めて困難であることから、これを公にして も、法5条1号本文後段に規定する特定の個人を識別することはで きないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当す るとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当せず、開示すべきで ある。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙に掲げる部分を除く部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

## (第3部会)

委員 岡島敦子,委員 葭葉裕子,委員 渡井理佳子

## 別紙(開示すべき部分)

- 1 本件対象文書に掲げる全ての保険者の「H28.9の回数」の回答の全 て
- 2 本件対象文書の1番目に掲げる保険者の「具体的なサービス内容」の回答のうちの不開示部分
- 3 本件対象文書の6番目に掲げる保険者の「適切なサービス利用であると 考えているか。また、その理由。」の回答のうちの不開示部分